津山商工会議所 生命共済制度 見舞金·祝金 請求書

津山商工会議院	所 御中										
				1		提出日			年	月	日
事業所住所	〒 -	TEL		加入者	名(被:	共済者)					
事業所名				事業所	番号-	個人No.					
代表者名(請求者)			印	加入年	月日	年	月	日	加入口	数	
上記の加入者(被共済者)が、次の「見舞金」の給付事由に該当しましたので、必要書類を添えて請求します。											
□病気入院見舞	金:	円		<u>(継続</u>)	入院日	数	日)				
□事故通院見舞	金:	<u> </u>		<u>(実通</u>	完 日	数	目)				
<治療状況>	*通院·入院	開始日及び終了	日が記載され	いた書類を	添付して	てください。					
傷病名											
発生(事故)から											
治癒に至るまで											
の症状並びに経過											
治療期間	年	月 日	~	年	月	日					
治療先の病院名	名 称										
又は診療所名	所 在 地						Tel				
	担当医師名				科					2	医師
上記の通り相違な											
必要があれば、貴	会議所より記	記載事項を病院((診療所)へ	直接照会		ごさい。 F 月	日				
	日山 1 / 44	+>+>	H o ()							ĽП	
	一	共済者又は受	取入)							印	
上記の加入者(被	(共済者)が、	、次の「祝金」の	の給付事由	に該当	しました	こので、丸	>>要書類	を添え	えて請え	えしま	す。
□結婚祝金 :_		円		<u>(結婚)</u>	∃:	年月	1 日)				
□出産祝金 :_		円		<u>(出産)</u>	∃:	年月] 日)				
見舞金・祝金の振込先をご指定ください。											
	銀行	• 信用金庫				支店					
普通 · 当座 口座番号											
フリガナ			-								
口座名義											

- 1. 津山商工会議所の「生命共済制度」は、アクサ生命保険㈱を引受保険会社とする「定期保険 (団体型)」と、津山商工会議所独自の「見舞金・祝金」制度で構成されています。
- 2. 本請求書に記載された個人情報は、見舞金・祝金支払の可否判断を含む給付金支払手続きに利用します。
- 3. 請求書に添付する必要書類は、裏面の 別表2 をご参照ください。

*受付者	アクサ生命保険:	/商工会議所:				
* 当所受付日						
*会員番号	No.	*会費入金確認				

*見舞金・祝金 請求内容確認							
事務担当	共済担当	課	剤				

津山商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目 的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員 の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済」 の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済」のうち、当 商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定する ものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する当商工会議所の 会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「対象者」と いう。)とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「生命共済」の掛け金に 含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなけ ればならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は<mark>別表1</mark>に定めるとおりとする。

(脱 退

- 第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済」から脱退するものとする。 「生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退する ものとする。
- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき。
- (2) 会員事業所が「生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき。
- (3) 会員事業所が「生命共済」の掛け金を期日までに支払わなかった とき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこ の限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第6条 対象者が、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ速やかに当商工会議所に通知し、<u>別表2</u>に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(請求期限)

第7条 見舞金・祝金を請求する権利は、その請求事由が生じた日の翌日からその日を含めて、原則3年を経過したときに消滅する。

(規約の制定・改廃)

第8条 本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

(付 則)

第1条 この規約は、平成17年4月1日より実施する。

第2条 この規約は、平成19年4月1日より実施する。

第3条 この規約は、平成29年4月1日より実施する。

別表 1 見舞金·祝金 給付内容

<給付する場合>

○病気入院見舞金

加入者が病気で5日以上の継続入院をした時、年度内1回を限度として、加入口数に応じた金額を支給する。(単位:円)

2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 □	9 □	10 □
10,000	15, 000	20,000	25, 000	30,000	35, 000	40,000	45,000	50, 000

○事故通院見舞金

加入者がケガで5日以上の実通院をした時、年度内1回を限度として、加入口数に応じた全額を支給する (単位・円)

が行数に応じた並設を支配する。(平位:口)								
2 □	3 □	4 □	5 □	6 □	7 □	8 口	9 口	10 口
6,000	9,000	12,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35, 000	40,000

○結婚祝金

○出産祝金

加入1年以上の方が出産された場合、口数に応じた金額を支給する。 2 口~5 口 一律10,000円 6 口~10 口 一律20,000円 (加入者の配偶者が出産した場合も含む。)

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。 (共通) :会員事業所、対象者、特定親族の故意及び重過失

:地震、噴火またはこれらによる津波

:戦争、破壊、テロ、内乱、暴動等

: 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性

による事故

○病気入院見舞金 : 年度内2回以上の入院見舞い請求 ○事故通院見舞金 : 年度内2回以上の通院見舞い請求

○結婚祝金 : 加入1年未満の方 ○出産祝金 : 加入1年未満の方

※見舞金は、当共済制度の死亡・高度障害保険金または入院給付金や一時金が支払わ

れた場合は支給しない。

<用語の定義>

(対象者) 生命共済に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員 (特定親族) ①対象者の配偶者

②対象者または配偶者の同居の親族

③対象者または配偶者の別居の未婚の子

たお、ここにいう対象者と特定親族との結構は事故発生時におけるものをいう。

(事 故) 急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一串に吸入、吸収または摂取した ときに急激に生じる中毒症状 (綿絡がに吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒 症状を除く。) を含み、細菌性食物中毒は含まない。

(入 院) 医師による治療が必要な場合において、自宅等で治療が困難な為、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。

別表 2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金・祝金区分	必 要 書 類
病気入院見舞金	<入院期間が証明できるもの> 入院証明書、領収書、診断書(写)など
事故通院見舞金	<通院日が証明できるもの> 通院証明書、領収書、診断書(写)など
結婚祝金	<入籍日が証明できるもの> 戸籍抄本(写)など
出産祝金	<出生日が証明できるもの> 戸籍抄本、母子手帳出生届出済証明欄(写)など

請求に係る診断書の補助については上限1,000円(税別)とする。